

次のとおり、「新居浜市建設工事指名停止措置要綱」及び「新居浜市物品売買等指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

広島県広島市中区中町 7－1

パナソニック E W エンジニアリング(株)中国・四国支店 支店長 前田 卓也

2 指名停止理由

パナソニック E W エンジニアリング(株)は、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より監督処分（指示処分及び営業停止処分）を受けたため。

3 指名停止期間

令和 7 年 8 月 21 日から令和 7 年 11 月 20 日まで（3 か月間）